

令和6年度簡易包装プロモート事業テレビCM制作等業務仕様書（案）

1 委託業務名

令和6年度簡易包装プロモート事業テレビCM制作等業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年1月6日まで

3 実施に当たっての基本方針

- (1) 環境省が毎年実施している家庭ごみの組成調査（「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」）の令和5年度の結果、家庭ごみに含まれる容器包装廃棄物は、容積比で6割強、湿重量比で3割弱となっており、一層の削減が必要である。今回は贈答品の過剰包装の削減にターゲットを絞る。
- (2) 贈答品について、簡易包装等の包装方法を選択できるようにしている販売事業者はいるが、贈答品を送る側が受け取る側への気遣いや思いやりにより、簡易包装を選択しないことがある。この結果、受け取る側は簡易包装で良いと感じているにも関わらず、包装が過剰で困ってしまうことがある。贈答品を送る側と受け取る側のギャップを解消し、贈答品の過剰包装を削減していく。
- (3) 今回の業務は、贈答品に関する前項のギャップを解消し、簡易包装（エコ包装）や再利用できる包装（エコバック・風呂敷等）の選択を促す構成でテレビCMを制作し放映する。また、インターネットで贈答品を購入する方に向けた啓発を行う。
- (4) テレビCMの中には、長野県PRキャラクター「アルクマ」（受託者から長野県観光スポーツ部への申請が必要）及び信州ブランド戦略のキャッチフレーズ及びロゴマーク（愛称 信州ハート（受託者から長野県営業局への申請が必要））を入れること。
- (5) 制作するテレビCM等は、委託契約期間終了後も委託者が県民向けに通年で実施するプロモーションや、市町村及び事業者等に提供して通年で啓発に活用するため、表現内容に工夫をし、通年かつ複数年にわたって使用できるような内容とすること。

4 委託する業務の内容

○テレビCMの制作及び放送

(1) テレビCM作品の長さ及び制作本数

30秒スポットテレビCM1本を原則とするが、より効果が期待できる提案がある場合はこの限りではない。

(2) 放送期間

令和6年11月14日から令和6年12月19日まで

(3) 放送局

県内民放4局全て

(4) 放送本数

各局 20 本（4 局合計で 80 本）の放送とし、うち各局 A タイム 3 本、特 B（S）タイム 3 本、B タイム 5 本、C タイム 9 本とする。なお、下位タイムの上位タイムへの切り替えは可とする（上位から A、特 B（S）、B、C）

(5) 制作したテレビ CM は、事前に委託者の内容確認を受け、委託者の了解を得たうえで放送すること。

(6) 制作したテレビ CM は、放映開始日前日までに、通常のパソコンで再生が可能な形式としたもの及び通常の DVD プレイヤーで再生が可能な形式としたものの 2 種類をそれぞれ DVD で納品する。

○インターネットで贈答品を購入する方に向けた啓発

（例：Google 広告、Yahoo! JAPAN 広告等）

(1) 対象地域

長野県内

(2) 啓発実施期間

令和 6 年 11 月 14 日から令和 6 年 12 月 15 日まで

(3) 啓発の方法及び内容は、受託者が提案のうえ、委託者・受託者の協議により決定する。

(4) 制作した広告は、実施前に事前に委託者の内容確認を受け、委託者の了解を得たうえで放送すること

(5) 制作した広告は、啓発開始日前日までに、通常のパソコンで再生が可能な形式としたもの及び通常の DVD プレイヤーで再生が可能な形式としたものの 2 種類をそれぞれ DVD で納品する。

5 報告

(1) 受託者は、「業務着手届」、「業務日程表」及び「業務実施代理人届」を契約の日から 5 日以内に委託者に提出すること。

(2) 受託者は、委託業務完了後 10 日以内に、以下の書類を添え委託業務完了報告書を委託者に提出すること。

- ・放送確認書
- ・インターネットで贈答品を購入する方に向けた啓発の実施確認書
- ・その他、県が必要と認める書類

6 業務実施上の留意事項

(1) 提出する企画提案書の内容は、3 の基本方針の趣旨を十分踏まえ、一貫性及び整合性が図られ、目的を十分に達成できる実施内容とする。

(2) 業務実施に当たり、効率的な実施体制及び明確な責任体制を確保すること。

7 その他

- (1) 本事業の成果等は県に帰属します。
- (2) 契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
- (3) 次の一般的な事項にも注意すること。
 - ア 制作する成果品が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - イ 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて長野県に帰属すること。
ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利（以下、権利留保物という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、長野県は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できること。
 - ウ 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - エ 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
 - オ 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。
 - カ 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。
- (4) この仕様書に定めがない事項は、委託者と受託者が協議の上決定する。